

⇨ 会社役員賠償責任保険の保険料

Q : 当社は取引先や株主からの役員に対する損害賠償請求に備えるために、会社役員損害賠償保険に加入しました。契約内容は、契約者を当社、被保険者を役員全員、保険金受取人を役員とし、保険料は全額当社が負担することとしましたが、この場合の保険料は全額、保険料として処理してよいですか？

A : 基本契約の保険料については、期間の経過に応じて、保険料として計上できますが、特約部分の保険料については、役員に対する給与として取り扱われることになります。

【解説】

会社役員賠償責任保険とは、役員が株主または第三者から損害賠償を請求された場合に、損害賠償金や、訴訟費用を補償する保険のことで、「基本契約」と「特約」があり、補償内容と、税務上の扱いは次のとおりとなっています。

(1) 基本契約

① 補償内容

- ・ 第三者訴訟→訴訟費用と、
敗訴した場合の損害賠償金
- ・ 株主代表訴訟→勝訴した場合の訴訟費用

② 税務上の扱い

支払保険料として全額法人の経費に計上

(2) 特約部分

① 補償内容

- ・ 株主代表訴訟→敗訴した場合の訴訟費用
と損害賠償金

② 税務上の扱い

役員に対する給与として取り扱われます。

